



中央本部の

「バス棚倉の不当労働行為は解決済み」 の認識は完全な間違いだ！

中央本部や一部地本の指導部が、「バス棚倉は解決済み」との認識が示されています。しかし、東京地本は完全な間違いであると断言します。その理由を明らかにします。

理由その1

そもそも不誠実団体交渉である。

「不当労働行為という認識はない」「不適切な発言」「厳正に対処する」という会社認識は、法令違反をごまかして乗り切ろうとしています。

※発言は、2019年6月5日 JR東労組連絡第423号より抜粋

理由その2

申17号交渉は「対立」で終了している。

バス関東本部および、バス棚倉分会の現場の組合員は「解決した」という認識は一切ありません。中央本部は団体交渉以降、会社に対して謝罪を求めていたのですから「解決した」という認識になるはずがありません。（会社からの謝罪があったのであれば、明らかにするべきです。）

理由その3

「異動・処分=成果」と考えていない。

バス関東本部・バス棚倉分会も同様の認識です。団体交渉で「社長と総務部長の引責を含めて厳正に対処する」と述べていました。しかし、実際は、不当労働行為を行った当事者は、申17号交渉中に指定職に昇格発令され、事実上の栄転です。これが処分なのか？そして、この異動が成果なのか？「処分と異動が成果」だと言っているのは、中央本部と一部の地本だけです。

※発言は、2019年6月5日 JR東労組連絡第423号より抜粋

～その2へ続く～